

放課後等デイサービス利用者の保護者の皆様へ（ご協力のお願い）

平成30年8月 相模原市

放課後等デイサービス事業所は、皆様の利用者負担額（1割）と国・県・市からの報酬（9割）で運営しています。

放課後等デイサービスの適切な評価を行うため、平成30年4月から事業所に対する報酬額の算定ルールが改定され、国が定めた指標に該当する児童（一定以上の支援を必要とする児童）の割合により、基本となる報酬額を決定するしくみになりました。

相模原市では、平成30年度の事業所の基本報酬については、この指標の判定に準ずる状態として国が示した例示（児童の通所支援を決定する際に既に把握している状態）に基づき、指標に該当するかどうかを判定し報酬額を決定しましたが、**今回、事業所等から求めがあれば、国が定めた指標でお子様の再判定を行い、10月以降の事業所の基本報酬の算定に反映することにしました。**

今後、お子様の再判定を行うことについて、ご利用の事業所からご相談がある場合があります。再判定に同意された場合は、ご協力をお願いします。

この再判定については、放課後等デイサービス事業所の基本報酬額を決定するためのものであり、**再判定の結果によって、現在利用されているサービスの内容が変わることはありません。また、サービスも継続してご利用いただけます。**

再判定を行う場合の手続きの流れ

事業所が「指標判定依頼書」を作成します。

再判定については、保護者の方の同意が必要です。同意の際、事業所が再判定を求める理由などについて、説明を受けてください。

再判定に同意されましたら、大変お手数ですが、保護者様から、直接、お住まいの区の各障害福祉相談課、城山、津久井、相模湖及び藤野地区の場合は各保健福祉課に、ご連絡（電話）いただき、『再判定の件で連絡した』とお伝えください。再判定の調査の日時を決めます。（連絡先は、裏面をご覧ください。）

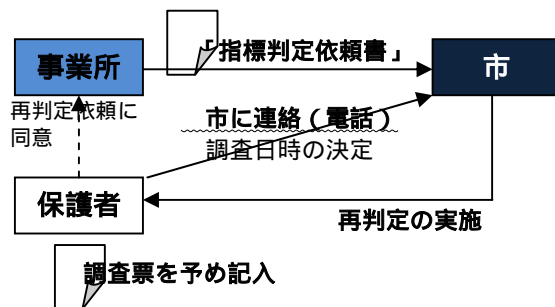
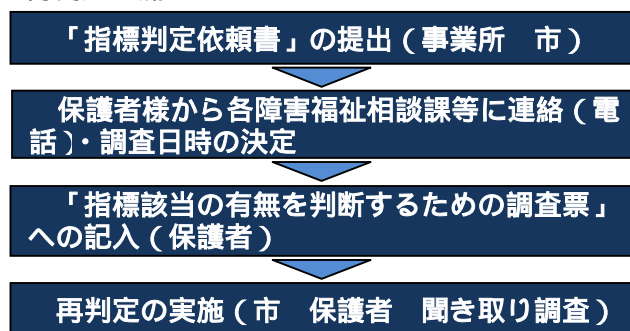
9月末までに、再判定を行う必要がありますので、できるだけお早めにご連絡ください。

事業所から再判定に使用する「指標該当の有無を判断するための調査票」をお渡しします。事前に、調査票に必要な支援の状況をご記入いただくと、調査がスムーズです。

予め決めておいた日時に、各障害福祉相談課等のケースワーカーからご連絡させていただき、聞き取りによる調査を行います。

児童の障害の状態を的確に把握するために、ある程度の時間を頂く場合があります。記入済みの「指標該当の有無を判断するための調査票」をお手元に準備してください。

<再判定の流れ>



お住まいの区（地区）の各障害福祉相談課・各保健福祉課の連絡先

（平日午前 8 時 30 分から午後 5 時）

お住まいの場所	窓口	所在地	電話番号
中央区	中央障害福祉相談課 （ウェルネスさがみはら A 館 1 階）	中央区富士見 6-1-1	042-769-9266
南区	南障害福祉相談課 （南保健福祉センター 3 階）	南区相模大野 6-22-1	042-701-7722
緑区（下記の地区を除く）	緑障害福祉相談課 （緑区合同庁舎 3 階）	緑区西橋本 5-3-21	042-775-8810
城山地区	城山保健福祉課 （城山保健福祉センター 1 階）	緑区久保沢 2-26-1	042-783-8136
津久井地区	津久井保健福祉課 （津久井保健センター 1 階）	緑区中野 613-2	042-780-1412
相模湖地区	相模湖保健福祉課 （相模湖総合事務所 2 階）	緑区与瀬 896	042-684-3216
藤野地区	藤野保健福祉課 （藤野総合事務所 2 階）	緑区小淵 2000	042-687-5511

事業所を通さずに、保護者様から直接、市へ再判定の依頼をすることもできます。希望される場合は、お住まいの区（地区）の各障害福祉相談課・各保健福祉課（上記）にご相談ください。

【お問い合わせ】

- ・再判定の手続きに関すること

障害福祉サービス課 認定・調整班 電話：042-769-8355

- ・個々の指標判定に関すること

お住まいの区（地区）の各障害福祉相談課・各保健福祉課（上記）にお問合せください。